

○ふじみ衛生組合行政不服審査会条例

(平成28年3月4日)
(条例第1号)

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第4項の規定に基づき、ふじみ衛生組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第81条第2項の規定に基づき、ふじみ衛生組合管理者（以下「管理者」という。）の附属機関として、事件ごとに審査会を置くことができる。

(所掌事項)

第3条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申、調査審議その他法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第4条 審査会は、法律又は行政に関し学識経験を有する者のうちから、管理者が委嘱する委員3人をもって組織する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、その係属した事件に係る答申をするまでの期間とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(守秘義務)

第8条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、ふじみ衛生組合総務課において処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。